（注２）　Ａ海域とは、承認漁業省令別表第１のずわいがに漁業の項中海域の欄第１号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｂ海域とは、承認漁業省令別表第１のずわいがに漁業の項中海域の欄第２号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｄ海域とは、承認漁業省令別表第１のずわいがに漁業の項中海域の欄第４号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｅ海域とは、承認漁業省令別表第１のずわいがに漁業の項中海域の欄第５号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
１	すけとうだら	⑴　日本海の海域	
		⑵　オホーツク海の海域	
		⑶　太平洋の海域	
２	ずわいがに	⑴　Ａ海域	
		⑵　Ｂ海域	
		⑶　Ｄ海域	
		⑷　Ｅ海域	

（注１）　操業区域の欄の海域は上記１と同様とする。

（注２）　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成21年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成17年～19年（するめいかについては平成15年～17年）。以下、本項において同じ。）の漁獲実績が概ね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば、するめいかについては過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。なお、まいわしについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウエイトが高まっているために一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県について、全て「若干」としているところであり、この場合の管理のあり方は、他の資源と同様である。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	58,000
岩手県	8,000

宮城県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	85,000

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

⑶　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
千葉県	4,000
三重県	5,000
和歌山県	4,000
島根県	40,000
山口県	6,000
愛媛県	7,000
長崎県	22,000
大分県	4,000
宮崎県	5,000
鹿児島県	6,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑷　まいわし

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。